

第 1 9 回

通 常 総 会 議 案

〔昭和60年5月22日 (水) PM 2:00〕
〔於：広島県議会 第3委員会室〕

広島県内陸部振興対策協議会

総 会 日 程

日 時 昭和60年 5 月22日 (水) 午後 2 時00分

会 場 広島県議会 第 3 委 員 会 室

総会次第

1. 開 会
2. 会 長 挨 拶
3. 来 賓 祝 辞
4. 顧 問 挨 拶
5. 会 務 報 告
6. 議 事

(1) 議案第 1 号 昭和59年度歳入歳出決算の認定について
(監事監査報告)

(2) 議案第 2 号 昭和60年度活動方針(案)及び重点目標(案)の
承認について

(3) 議案第 3 号 昭和60年度歳入歳出予算(案)の承認について

(4) 議案第 4 号 特別決議 (案) の採択について

(5) 議案第 5 号 役員, 専門部会員の改選について

(6) そ の 他

7. 閉 会

広島県内陸部振興対策協議会会務報告

(昭和59年度)

年 月 日	行 事 等	場 所
59. 4.16	広島県・広島市道路利用者会議昭和59年度定期総会 が開催され、会長が出席	新八丁堀会館
59. 5.19	木山会長広島県議会議長就任祝賀会	三次ロイヤルホテル
59. 6. 7	広島県森林土木建設事業促進協議会設立総会が開催 され、会長が出席	せとうち苑
59. 6.18	第18回通常総会	広島県議会
59. 6.28	広島県・広島市道路利用者会議が開催され、会長が 出席	広島市 アンデルセン
59. 7.11	芸備線輸送改善策推進協議会幹事会が開催され、事 務局長が出席	県庁
59. 7.19	部会長会議	広島県議会
59. 7.20 ～8.10	昭和60年度主要施策に関する要望事項とりまとめ	事務局
59. 8. 8	芸備線輸送改善策推進協議会が開催され、事務局長 が出席	県庁
59. 8.27	総務部会	広島県議会
〃	産業部会	〃
〃	建設部会	〃

59.10. 6	役員会	広島県議会
59.11.20	理事会を開催。広島県知事，広島県議会議長へ昭和60年度主要施策に関する要望書を提出し，陳情	白島会館
59.11.22	芸備線輸送改善策推進協議会幹事会が開催され，事務局長が出席	県庁
59.12.13	道路整備促進全国総決起大会が開催され，会長が出席	砂防会館
59.12.20	芸備線輸送改善策推進協議会幹事会が開催され，事務局長が出席	県庁
60. 1.16	産業部会	広島県議会
60. 1.21	広島県知事，広島県議会議長へ内陸部企業立地促進対策の強化について要望書を提出し，陳情	県庁
60. 2. 7	総務部会	広島県議会
60. 2. 8	広島県・広島市道路利用者会議臨時総会が開催され，会長が出席	県庁
60. 2.22	芸備線輸送改善策推進協議会幹事会が開催され，事務局長が出席	自治会館
60. 3.20	芸備線輸送改善策推進協議会が開催され，事務局長が出席	県庁

昭和59年度重点目標とその経過及び対応

1. 広島県立備北大学（仮称）の場所の決定と早期建設

学部・学科構想の具体的検討が進められ、文部省との調整も大詰めを迎えている。学部・学科構成がまとまり次第建設場所の選定作業に入る運びのようである。早期建設に向けて引き続き強く要請する必要がある。

2. 県の地方出先機関の適正配置

県の地方出先機関の整理統合による振興局構想が打ち出されたが、内陸部の振興を促進するための条件整備となるよう慎重な判断を強く要請した。総合地方機関の設置を含め地域的整合性のある地方機関の再編整備を引き続き要請する必要がある。

3. 各種地域振興計画の実施促進と所要財源の確保

内陸部の振興開発を推進するため各種計画が策定されているが、財源確保の困難も加わり全体的に計画事業が遅れている状況である。振興計画推進のための所要財源を確保することが重要な課題であり、引き続き強く要請する必要がある。

4. 国鉄芸備線の電化複線化の早期実現

国鉄地方交通線をとりにくく諸情勢は一段と厳しい状況にあるが、内陸部の将来展望に立って、芸備線の電化複線化、可部線、福塩線のスピードアップを強く要請してきた。県地方交通線対策連絡会議が設置され、さらに、各線に対策協議会が設立され、鋭意調査研究に取り組まれている。

引き続き、電化複線化等の早期実現を要請していくとともに、将来にわたる地方交通線整備財源の確保についても検討する必要がある。

5. 新規工業団地の早期建設と企業立地の促進

中国縦貫自動車道沿線に新規工業団地が建設されているが、これが早期完成と企業立地の促進が重要な課題である。県企業立地促進制度の内陸地域への適用について制度内容の強化を要請したが、昭和60年度から助成要件の緩和、融資限度額の大幅な増額等が実現する見通しである。

今後、関係市町村の労働力確保について態勢づくりが急がれる。

6. 公的医療機関の整備と保健医療体制の確立

県立小島病院の整備充実、へき地診療所並びに、へき地中核病院双三中央及び庄原赤十字病院への助成、へき地巡回診療等が行われている。

今後とも内陸地域の医師確保、公的医療機関の広域的かつ高次的機能の一層の充実強化を要請する必要がある。

7. 圃場整備事業の実施促進

県の目標である昭和65年度末14,600ha、整備率40%を実現するため県の融資・助成制度などにより積極的な対応が図られている。しかし国の補助率の減額など、一層の困難が予想される。引き続き現行補助率の維持と実施促進について要請する必要がある。

8. 大規模林道整備事業の促進

現在、西城区間4.9kmが供用開始され、昭和59年度に東城区間が着工された。昭和60年10月には、芸北・戸河内区間6.9kmの一部供用開始が見込まれる。

大規模林道は、林業の振興はもとより内陸地域の活性化を図る上からも重要な路線であるが、進捗状況は極めて低く、大幅な予算枠の確保に強力な活動が要請される。

9. 松喰虫の撲滅対策の確立

鋭意防除が実施されているが、内陸地域への被害は 拡大の傾向にある。松喰虫被害は、松材の無価値化のみならず、マツタケ生産、自然環境等へも波及し、損失は甚大である。

早期終息を図るため、関係機関一体となった態勢づくり、強力な施策の展開を引き続き強く要請する必要がある。

10. 中国横断自動車道、山陽自動車道の整備促進及び尾道・松江間高速自動車道の指定

中国横断自動車道広島ジャンクション～広島北インターチェンジ間及び山陽自動車道広島ジャンクション～五日市インターチェンジ間が供用開始された。引き続き建設促進を強く要請する。また、尾道・松江間高速自動車道の法定路線への指定、実現を引き続き強く要請する必要がある。

11. 昇格国道の改良促進

内陸部を縦横断する国道は改良整備が遅れている。特に昇格国道は内陸

地域振興開発の重要路線として位置づけられており、改良促進と早期完了を引き続き要請する必要がある。

12. 西中国山地国定公園、比婆道後帝釈国定公園等を結ぶ広域観光開発の促進

去年は“Sun Sun ひろしま”による各種広域観光イベントが実施され、また、秋冬特別観光キャンペーン等新規事業や施設整備が検討されるなど観光対策が推進されている。今後は、大規模公園を結ぶ広域観光ルートの整備を進めるなど、広域観光開発の促進を強く要請する必要がある。

13. 河川総合開発事業の促進

水需要の増大、水害防止に対応するためダム建設は重要なプロジェクトである。ダム周辺地域整備計画による整備が進められてきたが、今後一層、関係地域住民の生活再建と周辺整備が積極的に行なわれるよう引き続き強く要請する。

「道路財源の安定的確保に関する決議」関係

- (1) 揮発油税・自動車重量税等道路特定財源の暫定税率は、昭和62年度まで延伸されることになった。
- (2) 昭和60年度予算において、自動車重量税は全額道路整備費に充当することとなった。
- (3) 内需拡大による景気回復を図るための道路事業補正予算は補助事業 269 億円、国庫債務 530 億円が編成された。
- (4) 産業活動及び県民生活の基盤となる幹線道路網の整備については、県道整備計画に基づき昭和60年度幹線道路改良事業に 114 億 9,600 万円が予算計上された。

議案第1号

昭和59年度歳入歳出決算の認定について

(歳入歳出決算次ページ)

昭和59年度歳入歳出決算書

(歳入の部)

(単位：円)

款	項	目	予 算 額	収 入 済 額	収入未済額	備 考
1. 会 費			3,010,000	2,871,375		
	1. 会 費		3,010,000	2,871,375		
		1. 一般負担金	1,854,000	1,865,375		
		2. 特別負担金	1,156,000	1,006,000	150,000	
2. 補助金			190,000	190,000		
	1. 補助金		190,000	190,000		
		1. 県 補 助 金	190,000	190,000		
3. 雑収入			7,000	9,105		
	1. 雑収入		7,000	9,105		
		1. 雑 収 入	7,000	9,105		
4. 繰越金			263,000	263,762		
	1. 繰越金		263,000	263,762		
		1. 繰 越 金	263,000	263,762		
歳 入 合 計			3,470,000	3,334,242		

(歳出の部)

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額			支出済額	不用額	備 考
			当初予算額	充流用額	計			
1.事務局費			1,430,000	0	1,430,000	1,303,835	126,165	
	1.事務局費		1,430,000	0	1,430,000	1,303,835	126,165	
		1.報 酬	720,000	0	720,000	720,000	0	
		2.賃 金	210,000	△16,185	193,815	179,960	13,855	1.1.5～7,985円流用 1.1.6～8,200円流用
		3.旅 費	160,000	0	160,000	73,650	86,350	
		4.需用費	50,000	0	50,000	24,040	25,960	
		5.役務費	70,000	7,985	77,985	77,985	0	1.1.2から 7,985円流用
		6.諸 費	220,000	8,200	228,200	228,200	0	1.1.2から 8,200円流用
2.会議費			362,000	0	362,000	202,450	159,550	
	1.総会費		182,000	0	182,000	160,930	21,070	
		1.需用費	180,000	0	180,000	160,930	19,070	
		2.借上料	1,000	0	1,000	0	1,000	
		3.諸 費	1,000	0	1,000	0	1,000	
		2.役員会費		180,000	0	180,000	41,520	138,480
	1.需用費		160,000	0	160,000	41,520	118,480	
	2.借上料		10,000	0	10,000	0	10,000	
	3.諸 費		10,000	0	10,000	0	10,000	
	3.事業費				1,670,000	0	1,670,000	1,550,696
1.調査企画費			500,000	0	500,000	420,710	79,290	
		1.旅 費	200,000	△ 5,960	194,040	116,740	77,300	3.1.3～ 5,960円流用
		2.需用費	250,000	0	250,000	248,010	1,990	
		3.役務費	50,000	5,960	55,960	55,960	0	3.1.1から 5,960円流用
		2.促進 対策費		1,170,000	0	1,170,000	1,129,986	40,014
1.旅 費			200,000	0	200,000	175,670	24,330	
2.需用費			220,000	0	220,000	218,344	1,656	
3.活動費			600,000	0	600,000	585,972	14,028	
4.諸 費			150,000	0	150,000	150,000	0	
4.予備費					8,000	0	8,000	0
	1.予備費		8,000	0	8,000	0	8,000	
		1.予備費	8,000	0	8,000	0	8,000	
歳 出 合 計			3,470,000	0	3,470,000	3,056,981	413,019	

歳入の部 3,334,242円

歳出の部 3,056,981円

差引繰越額 277,261円

監 査 意 見 書

昭和60年5月8日午前10時30分から庄原市役所において、広島県内陸部振興対策協議会の昭和59年度会計について関係書類を照合し監査を行なった結果、予算の執行は適正であり、その結果についても正確に処理されていることを認めます。

昭和 60 年 5 月 8 日

監 事

比婆郡東城町長 藤 尾 七 郎 ㊞

監 事

双三郡三和町長 富野井 利 明 ㊞

議案第2号

昭和60年度活動方針(案)及び重点目標(案)の
承認について

(活動方針(案)及び重点目標(案)次ページ)

昭和60年度活動方針(案)及び重点目標(案)

1. 活動方針

2 市39町村が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、会員相互の緊密なる連携を図り、魅力ある定住社会を実現するため積極的な運動を展開して来た。

幸い県におかれては、内陸部の活性化を県勢活性化の重要施策として位置づけられ、県立大学の設置具体化、国鉄芸備線をはじめ地方交通線の対策、国土開発幹線自動車道の建設促進、大規模公園と広域観光対策、新規工業立地による産業振興等々、大規模プロジェクトが着実に推進されており、21世紀に向けての基盤が築かれつつある。

しかしながら、内陸地域は長い間人口の流出が続き、産業・経済の停滞など、未だ過疎化による弊害を克服しておらず、極めて厳しい現状にある。しかも、国・県の行財政改革が断行される中で、財政基盤の弱い内陸部市町村においては、行政対応が一段と困難となり深刻な状況にある。

このような現状を踏まえ、地域諸課題の調査研究に努め、内陸部の振興開発を推進するため次の重点目標を設定し、より積極的な活動の展開を期する。

重 点 目 標（案）

1. 広島県立備北大学（仮称）の設置場所の決定と早期建設
2. 内陸地域の振興対策の促進と過疎地域市町村財源確保
3. 国鉄芸備線、可部線、福塩線の存続
4. 西中国山地国定公園、比婆道後帝釈国定公園及び国営備北丘陵公園等を結ぶ広域観光開発の促進
5. 内陸地域における新規工業団地の早期建設と企業立地の促進
6. 圃場整備予算の確保、現行補助率の維持及び新規採択地区数の確保
7. 松喰虫の徹底的防除対策の確立

8. 国内産材（間伐材を含む。）の利活用の推進

9. 国土開発幹線自動車道の建設促進

中国横断自動車道、山陽自動車道の早期完成及び陰陽連絡
道松江・尾道間高速自動車道の指定

10. 主要地方道の改良整備の促進

11. 中小河川の改修の促進及び予算確保

12. ダム水没地域住民の生活再建及びダム周辺整備対策の確立

13. 公営住宅の建設促進

議案第3号

昭和60年度歳入歳出予算(案)の承認について

(歳入歳出予算(案)次ページ)

昭和60年度歳入歳出予算(案)

歳 入 の 部

(単位：千円)

(単位：十円)

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1. 会 費			2,755	△ 255	
	1. 会 費		2,755	△ 255	
		1. 一般負担金	1,899	45	
		2. 特別負担金	856	△ 300	
2. 補助金			190	0	
	1. 補助金		190	0	
		1. 県 補 助 金	190	0	
3. 雑収入			7	0	
	1. 雑収入		7	0	
		1. 雑 収 入	7	0	
4. 繰越金			277	14	
	1. 繰越金		277	14	
		1. 繰 越 金	277	14	
歳 入 合 計			3,229	△ 241	

歳 出 の 部

(単位：千円)

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1.事務局費			1,280	△ 150	
	1.事務局費		1,280	△ 150	
		1.報 酬	720	0	
		2.賃 金	160	△ 50	
		3.旅 費	110	△ 50	
		4.需用費	40	△ 10	
		5.役務費	80	10	
		6.諸 費	170	△ 50	
2.会議費			312	△ 50	
	1.総会費		182	0	
		1.需用費	180	0	
		2.借上料	1	0	
		3.諸 費	1	0	
	2.役員費		130	△ 50	
		1.需用費	110	△ 50	
		2.借上料	10	0	
		3.諸 費	10	0	
3.事業費			1,620	△ 50	
	1.調査企画費		450	△ 50	
		1.旅 費	150	△ 50	
		2.需用費	250	0	
		3.役務費	50	0	
		2.促進対策費		1,170	0
	1.旅 費		200	0	
	2.需用費		220	0	
	3.活動費		600	0	
4.諸 費	150		0		
4.予備費			17	9	
	1.予備費		17	9	
		1.予備費	17	9	
歳 出 合 計			3,229	△ 241	

議案第 4 号

特別決議（案）の採択について

（決議案別紙）

議案第 5 号

役員・専門部会員の改選について

役 員 改 選

	現 役 員	改 選 役 員
会 長 1 名 副 会 長 3 名 幹 事 長 1 名 副 幹 事 長 1 名 理 事 38 名	県議会議員 木山徳郎 三次市長 美土里町長 世羅西町議長 県議会議員 木山千之 県議会議員 滝口次郎 県議会議員全員 庄原市長 三次市議長 庄原市議長 (山県郡) 芸北町長, 千代田町長, 筒賀村長, 大朝町議長, 戸河内町議長, (高田郡) 吉田町長, 高宮町長, 八千代町議長, 甲田町議長, (賀茂郡) 河内町長, 豊栄町長, 大和町議長, (世羅郡) 世羅西町長, 甲山町長, (神石郡) 三和町長, 豊松村長, 油木町議長, (甲奴郡) 甲奴町長, 総領町長, 上下町議長, (双三郡) 作木村長, 三良坂町長, 吉舎町長, 布野村議長, 君田村議長, (比婆郡) 西城町長, 高野町長, 口和町長, 東城町議長, 比和町議長, (比婆郡) 東城町長 (双三郡) 三和町長	
監 事 2 名		

専 門 部 会

部会名	現 役 員	改 選 役 員
総務部会	◎滝口県議 木山(徳)県議 ○三次市長 小島県議 ○庄原市長 戸河内町議長 芸北町長 吉田町長 大和町議長 世羅西町長 油木町議長 総領町長 作木村長 西城町長 東城町議長	
産業部会	◎鷺尾県議 木山(千)県議 ○美土里町長 筒賀村長 ○口和町長 三次市議長 甲山町長 豊栄町長 三良坂町長 三和(神石)町長 上下町議長 比和町議長 布野村議長 甲田町議長	
建設部会	◎八谷県議 長船県議 ○千代田町長 宮本県議 ○世羅西町議長 庄原市議長 大朝町議長 八千代町議長 河内町長 高宮町長 豊松村長 甲奴町長 吉舎町長 君田村議長 高野町長	
備 考	◎部会長 ○副部会長	

昭和60年度広島県内陸部振興対策協議会会費(一般負担金)一覧表(案)

(注：人口は昭和55年国調による)

市町村名	人 口	平 等 割	人 口 割	合 計
三 次 市	37,875 ^人	20,000 ^円	151,500 ^円	171,500 ^円
庄 原 市	22,874	20,000	91,496	111,500
加 計 町	6,697	20,000	26,788	47,000
筒 賀 村	1,965	20,000	7,860	28,000
戸 河 内 町	4,122	20,000	16,488	36,500
芸 北 町	3,846	20,000	15,384	35,500
大 朝 町	4,396	20,000	17,584	38,000
千 代 田 町	10,015	20,000	40,060	60,500
豊 平 町	5,484	20,000	21,936	42,000
吉 田 町	10,901	20,000	43,604	64,000
八 千 代 町	4,254	20,000	17,016	37,500
美 土 里 町	4,082	20,000	16,328	36,500
高 宮 町	5,308	20,000	21,232	41,500
甲 田 町	6,657	20,000	26,628	47,000
向 原 町	5,783	20,000	23,132	43,500
福 富 町	3,211	20,000	12,844	33,000
豊 栄 町	5,467	20,000	21,868	42,000
大 和 町	8,648	20,000	34,592	55,000
河 内 町	7,782	20,000	31,128	51,500
久 井 町	6,277	20,000	25,108	45,500
甲 山 町	7,788	20,000	31,152	51,500

世 羅 町	9,654	20,000	38,616	59,000
世 羅 西 町	5,040	20,000	20,160	40,500
油 木 町	4,241	20,000	16,964	37,000
神 石 町	3,758	20,000	15,032	35,500
豊 松 村	2,351	20,000	9,404	29,500
三 和 町	5,383	20,000	21,532	42,000
上 下 町	7,183	20,000	28,732	49,000
総 領 町	2,401	20,000	9,604	30,000
甲 奴 町	3,810	20,000	15,240	35,500
君 田 村	2,105	20,000	8,420	28,500
布 野 村	2,255	20,000	9,020	29,500
作 木 村	2,701	20,000	10,804	31,000
吉 舎 町	6,168	20,000	24,672	45,000
三 良 坂 町	4,167	20,000	16,668	37,000
三 和 町	4,499	20,000	17,996	38,000
西 城 町	6,482	20,000	25,928	46,000
東 城 町	12,981	20,000	51,924	72,000
口 和 町	3,289	20,000	13,156	33,500
高 野 町	2,992	20,000	11,968	32,000
比 和 町	2,486	20,000	9,944	30,000
合 計	267,378	820,000	1,069,512	1,899,500

算出基礎 平等割：20,000円

人口割：人口数に4円00銭を乗じて得た額を
500円単位に切り上げた額。

[参 考]

広島県内陸部振興対策協議会役員名簿

顧問	県議会議員	児玉秀一
会長	県議会議員	木山徳郎
副会長	三次市長	田辺昇三
	美土里町長	三雲義彦
	世羅西町議長	平野節美
幹事長	県議会議員	木山千之
副幹事長	県議会議員	滝口次郎

広島県内陸部振興対策協議会理事名簿

県議会議員

三 次 市 長 船 元 昭	世 羅 郡 小 島 敏 文
庄 原 市 八 谷 泰 央	神 石 甲 奴 郡 滝 口 次 郎
山 県 郡 宮 本 森 三	双 三 郡 鷺 尾 利 三
高 田 郡 木 山 千 之	比 婆 郡 木 山 徳 郎

市町村長・議長

三 次 市 長 田 辺 昇 三
三 次 市 議 長 国 貞 精 三
庄 原 市 長 寺 上 正 人
庄 原 市 議 長 林 正 勝 美

山 県 郡

芸 北 町 長 児 玉 忠 臣
千 代 田 町 長 井 上 一 位
筒 賀 村 長 吉 岡 要
大 朝 町 議 長 多 田 春 夫
戸 河 内 町 議 長 今 田 一 三

高 田 郡

吉 田 町 長 児 玉 静 秋
美 土 里 町 長 三 雲 義 彦
高 宮 町 長 児 玉 更 太 郎
八 千 代 町 議 長 青 原 十 二
甲 田 町 議 長 坂 田 清

賀茂郡

河内町長 浮原保雄
豊栄町長 三田精太郎
大和町議長 玉川健三

世羅郡

世羅西町長 上中淳之
甲山町長 稻住三男
世羅西町議長 平野節美

神石郡

三和町長 名和善治
豊松村長 平郡公孝
油木町議長 松浦利明

甲奴郡

甲奴町長 若木義和
総領町長 首藤清
上下町議長 大好助一郎

双三郡

作木村長 中野正敏
三良坂町長 吉岡雅樹
吉舎町長 平岡努
布野村議長 原田角郎
君田村議長 垣内幸三

比婆郡

西城町長 中村三郎
高野町長 升原彪
口和町長 深井博視
東城町議長 瀬尾悟
比和町議長 保井則市

監事

比婆郡東城町長 藤尾七郎
双三郡三和町長 富野井利明

専 門 部 会 名 簿

部会名	役	員	名
総務部会	◎滝口県議	小島県議	木山(徳)県議
	○三次市長	戸河内町議長	芸北町長
	○庄原市長	吉田町長	大和町議長
	世羅西町長	油木町議長	総領町長
	作木村長	西城町長	東城町議長
産業部会	◎鷺尾県議	木山(千)県議	筒賀村長
	○美土里町長	三次市議長	甲山町長
	○口和町長	豊栄町長	三良坂町長
	三和(神石)町長	上下町議長	比和町議長
	布野村議長	甲田町議長	
建設部会	◎八谷県議	長船県議	宮本県議
	○千代田町長	庄原市議長	大朝町議長
	○世羅西町議長	八千代町議長	河内町長
	高宮町長	豊松村長	甲奴町長
	吉舎町長	君田村議長	高野町長
備考	◎ 部 会 長	○ 副 部 会 長	

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

(昭和60年5月10日現在)

県議会議員

三 次 庄 山 高	市 原 県 田 郡	長 八 宮 木	船 谷 本 山	元 泰 森 千	昭 央 三 之	世 神 双 比	羅 石 甲 三 婆	郡 奴 郡 郡	小 滝 鷺 木	島 口 尾 山	敏 次 利 徳	文 郎 三 郎
-----------------------	-----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

市町村長・議長

三 次 庄 山	市 原 県 田 郡	市 長 田 寺	市 長 上 正	市 長 昇 正	三 人	同	議 長 "	国 林	貞 正	精 勝	三 美
------------------	-----------------------	------------------	------------------	------------------	--------	---	-------------	--------	--------	--------	--------

加 計 筒 戸 芸 大 千 豊	町 賀 河 北 朝 代 平	長 長 鷲 児 脇 井 林	長 沼 岡 飼 玉 本 上	照 郡 忠 大 一	夫 要 一 臣 六 位 健	同	議 長 " " " " " "	石 河 今 高 多 福 松	井 野 田 野 田 光 岡	春 一 春 重 良	男 徹 三 博 夫 季 次
--------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-----------------------	---------------------------------	---	--------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-----------------------	---------------------------------

吉 八 美 高 甲 向	田 千 土 宮 田 原	町 長 代 里 町 長 町 長 町 長	児 浅 三 児 寺 奥	玉 枝 雲 玉 本 田	静 忠 義 更 秋 金	秋 臣 彦 太郎 三 太郎	同	議 長 " " " " "	米 青 山 山 坂 上	田 原 尾 口 田 田	博 十 早 末 寿	夫 二 人 人 清 曹
----------------------------	----------------------------	--	----------------------------	----------------------------	----------------------------	------------------------------	---	---------------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------

賀 豊 福 大 河	茂 栄 富 和 内	郡 町 長 町 長 町 長 町 長	三 佐 岡 浮	田 々 木 田 原	精 文 孝 保	太郎 夫 裕 雄	同	議 長 " " "	小 高 玉 金	川 瀬 川 原	博 義 健 静	皓 憲 三 夫
-----------------------	-----------------------	---	------------------	-----------------------	------------------	-------------------	---	-----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

御 調 郡

久井町長	中 山 定 夫	同 議 長	林	直
世 羅 郡				
甲 山 町長	稻 住 三 男	同 議 長	浜 田 睦 郎	
世 羅 町長	坂 口 昇	"	金 尾 卓 治	
世 羅 西町長	上 中 淳 之	"	平 野 節 美	
神 石 郡				
神 石 町長	伊 藤 治 郎	同 議 長	城 山 一 士	
油 木 町長	村 上 篤 朗	"	松 浦 利 明	
豊 松 村長	平 郡 公 孝	"	森 重 仁 士	
三 和 町長	名 和 善 治	"	丸 山 英 三	
甲 奴 郡				
上 下 町長	山 岡 淳 朗	同 議 長	大 好 助 一郎	
總 領 町長	首 藤 清	"	山 崎 富 美 男	
甲 奴 町長	若 木 義 和	"	寺 田 豪	
双 三 郡				
君 田 村長	小 川 一 二 三	同 議 長	垣 内 幸 三	
布 野 村長	藤 原 一 之	"	原 田 角 郎	
作 木 村長	中 野 正 敏	"	小 田 昌 壯	
吉 舍 町長	平 岡 努	"	福 永 包 則	
三 良 坂町長	吉 岡 雅 樹	"	森 田 脩 人	
三 和 町長	富 野 井 利 明	"	山 本 静	
比 婆 郡				
西 城 町長	中 村 三 郎	同 議 長	上 貝 利 伸	
東 城 町長	藤 尾 七 郎	"	瀬 尾 悟	
口 和 町長	深 井 博 視	"	池 亀 茂 文	
高 野 町長	升 原 彪	"	山 崎 治	
比 和 町長	富 永 二 郎	"	保 井 則 市	

以上90名 2 市39町村

広島県内陸部振興対策協議会会則

第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。

第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。

広島県内陸部市町村長

広島県内陸部市町村議会議長

広島県内陸部選出の県議会議員

第3条 本会は、広島県内陸部市町村相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。

第4条 本会の事務所は会長が委嘱する市町村役場内とし、別に事務局長をおくことができる。

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名

2. 副 会 長 3 名

3. 幹 事 長 1 名

4. 副幹事長 1 名

5. 理 事 若干名

6. 監 事 2 名

第6条 役員の任期は2ヵ年とし、再選を妨げない。

2. 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。

第8条 会長は本会を代表し会務を統轄する。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 本会は毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。

第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。

総務部会 産業部会 建設部会

2. 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。

参与は会長がこれを委嘱する。

第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町村の負担とする。

第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。

第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。

附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。

附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。

附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。

附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。

附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。